

社会福祉法人函館松寿会役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館松寿会役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規程で役員とは、社会福祉法人函館松寿会の定款に定める理事長、理事、監事及び評議員とする。

(役員報酬及び勤務体制)

第3条 前条の役員のうち、次のとおり役員報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬を支給しない。

(1) 理事長 月額 300,000円

2 支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日(国民の祝日)、日曜日、又は土曜日にあたるときは、その前日とする。

3 理事長及び理事(業務執行)の勤務形態は、次のとおりとする。

(1) 理事長 毎週 月曜日から金曜日まで(国民の祝祭日及び年末年始の休日を除く)、午前10時から午後4時まで法人本部に出勤し業務に従事するものとする。

(2) 理事(業務執行) 毎週 月曜日から金曜日まで(国民の祝祭日及び年末年始の休日を除く)、午前9時30分から午後6時30分まで法人本部に勤務し業務に従事するものとする。

(旅費及び費用弁償)

第4条 第2条に定める役員が法人用務により出張するときは、旅費規定に基づく旅費相当額を支給する。ただし、日当及び宿泊料については、旅費規程別表第1の「役員及び4級の職にある者」の旅費相当額を支給する。

2 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、1日につき日当10,000円及び費用弁償として交通費(タクシーチケット等)を支給する。ただし、理事長及び当法人が運営する施設の常勤職員(施設長含む)である理事については、日当及び費用弁償を支給しないこととする。

附 則

1 この規程は、平成17年9月10日から施行する。ただし、第3条については、平成17年7月1日から適用する。

- 2 平成13年7月1日施行の、「社会福祉法人函館松寿会役員の報酬に関する規程」は、本規程施行の日から廃止する。
- 3 この規程は、第3条第1項、第3項及び第4条第2項について一部改正し、平成23年12月14日より施行する。
- 4 この規程は、第3条第1項及び第4条第2項について一部改正し、平成29年7月1日より施行する。